

証券コード 6176
平成27年11月27日

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町20番4号
ネクシィーズスクエアビル

株式会社ブランジスタ

代表取締役社長 岩 本 恵 了

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月11日（金曜日）午後7時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年12月14日（月曜日）午前10時
（受付開始時間は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階「ボールルーム」
3. 目的事項
報告事項 第15期（自 平成26年10月1日 至 平成27年9月30日）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役12名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.brangista.com/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成26年10月1日)
(至 平成27年9月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和策を背景に、企業収益や雇用・所得環境が改善するなど、国内景気は緩やかな回復基調が続いておりました。しかしながら、中国を中心とした新興国経済の減速の影響により、我が国の経済への影響が懸念される状況にありました。

当社を取り巻くインターネット市場においては、スマートフォンの普及が引き続き加速しており、平成27年3月末のスマートフォンの国内の世帯普及率は60.6%に達しております(注1)。また、モバイル機器からのインターネット平均利用時間も平成24年比で134%と増え続けていることから(注2)、一般消費者のインターネットメディアへの接触は引き続き増加しています。

このような状況のもと、当社は「インターネットを主とした企業プロモーション支援事業」として、電子雑誌業務と企業の販売促進支援を行うソリューション業務の収益力の強化に向けた経営基盤の構築を図っております。

当事業年度におきましては、電子雑誌業務では、読者が無料で利用することができる「旅色コンシェルジュ」の体制を強化したことに加え、当社電子雑誌をまとめて読むことができるスマートフォン向けアプリをリリースし、集客力の強化と利便性の向上を図ってまいりました。また、一般社団法人金沢市観光協会とのタイアップ企画として石川県金沢市を特集する別冊「旅色～金沢～」を公開いたしました。その他、鳥取市、海の京都博、北海道ガーデンショー2015大雪などとのタイアップ企画の増加に加え、新たな広告クライアントの開拓に努めた結果、年間掲載件数が平成26年9月末の3,335件から769件増加し、平成27年9月末は4,104件に増加いたしました。

また、電子雑誌制作の受託業務に関しまして、「旅色 Seasonal Style」、「GOODA（グーダ）」、「美人財布（ビジンザイフ）」、「SUPER CEO（スーパー・シーイーオー）」、「政経電論（セイケイデンロン）」、「MALENA（マレーナ）」、「マドリーム」、「GINGER mirror（ジンジャーミラー）」の制作を受託しており、それぞれ内容の充実を図ってまいりました。これにより更なる安定した業務受託料を得ることができました。

そのほか、企業の販売促進支援を行うソリューション業務では、新たにECサイト運営事業者向けの物流サービスとして「ブランジスタ物流サービス」を開始し、ECサイト運営事業者に向けたサポート体制を拡充してまいりました。また、低価格で自社サイトを多言語翻訳サイトに変換できる新サービス「ブランジスタ翻訳」の提供を開始いたしました。その結果、「ECサポート」や「ウェブサイト制作・運営」を中心に業務受託案件が増加し、堅調に推移いたしました。

この結果、当事業年度においては、売上高2,221,790千円（前事業年度比30.1%増）、営業利益312,754千円（同41.4%増）、経常利益301,175千円（同36.1%増）、当期純利益180,499千円（同27.2%増）となりました。

なお、当社は「インターネットを主とした企業プロモーション支援事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（注1）平成27年3月内閣府「消費動向調査」参考。

（注2）総務省「平成26年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」参考。

（2）設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

（3）資金調達の状況

当社は平成27年9月17日に東京証券取引所マザーズに上場し、公募増資により、総額496,800千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 当社電子雑誌の認知度向上

当社はこれまで新聞、テレビ等のマスメディア向けの広告を大規模に実施しておらず、当社が持つウェブマーケティングノウハウ等を活用し、インターネット上の広告を中心に当社電子雑誌の閲覧者数の拡大を図ってまいりました。しかしながら、当社事業の更なる拡大のためには、当社電子雑誌の認知度向上が必要であると考えております。そのため、費用対効果を検討の上、広告宣伝及びプロモーション活動を強化し、当社電子雑誌の閲覧者数の更なる拡大を図ってまいります。

② 電子雑誌の制作体制の強化

当社では、旅行ウェブマガジン「旅色（たびいろ）」をはじめとする電子雑誌11誌を創刊しております。電子雑誌は、自社で発刊した電子雑誌に広告主の広告を掲載することで広告掲載料収入を得る雑誌と、他社から制作業務の委託を受けて業務受託料を受け取る雑誌の2種類があります。

引き続きスポーツや文化、グルメ等、取り扱うジャンルを多様化させることで電子雑誌の数を増やし、各誌での広告掲載クライアントを獲得することで、さらに事業を拡大させていく予定であります。また、中長期的には電子雑誌の世界展開を視野に入れております。そのため、翻訳機能を設ける等、多言語対応を実施する予定です。さらに、スマートフォンやタブレット端末等のデバイスの多様化に加え、インターネット業界では技術革新のスピードが非常に早いことから、迅速かつ柔軟な対応が必要不可欠であります。そのため、開発体制の強化と制作体制の整備を進めてまいります。

③ 更なる読者サービスの向上

当社は平成19年より電子雑誌を提供しており、平成27年9月末現在11誌を発行しております。当社の発行する電子雑誌は、自社で広告営業から制作・発刊まで行うことができるため、他のインターネットメディアとは差別化された新しいメディアであり、継続的な検証作業と新機能の開発・実装が重要であると考えております。そのため、電子雑誌のリーディング・カンパニーである当社は、引き続き機能強化やユーザビリティの向上に努め、より多くの方に楽しんでいただける電子雑誌の提供を行ってまいります。

④ 人材の強化

当社は、業容拡大に向けた人材の強化がますます重要となっております。法人向けサービスが中心となる当社では、法人営業部門をさらに強化していく必要があります。また、電子雑誌制作やソリューション業務では、インターネット関連の制作技術を持つ人員の確保も必要不可欠であります。

そのため、必要に応じて人材の採用による増員を行うと同時に、継続的な社員教育を行い、能力向上の機会を増やし、人材の補完・育成を行ってまいります。また、実力のある社員には積極的に責任のあるポジションを任せ、組織の活性化を図るとともに幹部候補の育成に努めてまいります。

⑤ 社内管理体制の強化

積極的な採用により今後従業員が増加し、組織規模が拡大することが見込まれるため、更なる社内管理体制の強化・充実が必要不可欠であると考えております。そのため、管理部門の補強やシステムの強化を引き続き実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成24年9月期 第12期	平成25年9月期 第13期	平成26年9月期 第14期	平成27年9月期 (当期) 第15期
売上高	1,407,774 千円	1,512,606 千円	1,708,380 千円	2,221,790 千円
経常利益	139,920 千円	156,706 千円	221,351 千円	301,175 千円
当期純利益	155,165 千円	155,618 千円	141,953 千円	180,499 千円
1株当たり 当期純利益金額	12.39 円	12.43 円	11.34 円	14.30 円
総資産	1,592,464 千円	1,750,114 千円	1,936,680 千円	2,768,250 千円
純資産	1,416,248 千円	1,571,867 千円	1,713,820 千円	2,391,120 千円

(注) 当社は、平成26年4月11日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(6) 重要な親会社の状況

上場会社である㈱ネクシーズは、当社の株式の7,057,100株（議決権比率51.44%）を所有する親会社であります。なお、当社は同社との間に管理業務の一部を委託する取引等がありますが、取引条件につきましては独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っており、決裁権限・手続きは「職務権限規程」に基づき処理しております。

㈱ネクシーズとの取引については、当社の独立性確保の観点も踏まえ、重要な取引については取締役会に対して定期的に報告を行うとともに、監査役監査や内部監査における取引の内容等のチェックを行う等、健全性及び適正性の確保に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容
インターネットを主とした企業プロモーション支援事業

(8) 主要な営業所
本社：東京都渋谷区

(9) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
192名	34名増	30.71歳	5.23年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 当事業年度末において従業員数が前事業年度末に比べ、34名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先
該当事項はございません。

2. 株式に関する事項（平成27年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 13,720,000株

(3) 株主数 3,070名

(4) 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
㈱ネクシィーズ	7,057,100	51.44
楽天㈱	1,502,400	10.95
SBIビービー・メディア投資事業有限責任組合	475,000	3.46
㈱幻冬舎	463,600	3.38
ジャフコV2 共有投資事業有限責任組合	330,000	2.41
㈱レプロエンタテインメント	309,800	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱	304,900	2.22
SBIブロードバンドファンド1号 投資事業有限責任組合	294,500	2.15
㈱SBI証券	197,900	1.44
近藤 太香巳	175,000	1.28

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成27年9月30日現在)

① 第1回新株予約権

臨時株主総会決議の日 平成18年3月14日
発行決議の日 平成18年3月14日
当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	231個	普通株式 23,100株	4名

行使価額 250円

行使期間 平成20年4月1日から平成34年3月31日まで

行使条件

- a. 当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場された場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。
- b. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- c. 権利を付与された者は、当社、当社の親会社、子会社若しくは関連会社の役員又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合は、権利を行使することはできない。ただし、任期満了により退任した場合、当社の就業規則第18条に定める定年の事由により退職した場合、その他当社の取締役会が特別にその後の新株予約権の保有及び行使を認めた場合はこの限りではない。

(注) 当社は、平成26年3月13日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使価額を調整しております。

② 第2回新株予約権

定時株主総会決議の日 平成24年12月13日

発行決議の日 平成25年3月25日

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1,865個	普通株式 186,500株	6名
社外取締役	2,000個	普通株式 200,000株	2名

行使価額 650円

行使期間 平成27年4月1日から平成34年3月31日まで

行使条件

- a. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
- b. 新株予約権発行時において当社の取締役であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- c. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。

(注) 当社は、平成26年3月13日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使価額を調整しております。

③ 第3回新株予約権

臨時株主総会決議の日 平成25年3月15日

発行決議の日 平成25年3月25日

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	130個	普通株式 13,000株	1名

行使価額 650円

行使期間 平成27年4月1日から平成34年3月31日まで

行使条件

- a. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することができる。
- b. 新株予約権発行時において当社の従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
- c. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。

(注) 当社は、平成26年3月13日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使価額を調整しております。

④ 第5回新株予約権

定時株主総会決議の日 平成24年12月13日

発行決議の日 平成25年9月12日

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	50個	普通株式 5,000株	1名

行使価額 650円

行使期間 平成27年4月1日から平成34年3月31日まで

- 行使条件
- a. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することができる。
 - b. 新株予約権発行時において当社の取締役であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - c. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。

(注) 当社は、平成26年3月13日開催の取締役会決議により、平成26年4月11日付で普通株式1株を100株に株式分割しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使価額を調整しております。

⑤ 第7回新株予約権

臨時株主総会決議の日 平成27年7月14日

発行決議の日 平成27年7月14日

当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	6,000個	普通株式 600,000株	6名

行使価額 650円

行使期間 平成29年8月1日から平成34年3月31日まで

- 行使条件
- a. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することができる。
 - b. 新株予約権発行時において当社の取締役であったものは、新株予約権の行使時においても、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - c. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	見城 徹	㈱幻冬舎 代表取締役社長
取締役副会長	本間 憲	㈱レプロエンタテインメント 代表取締役社長
代表取締役社長	岩本 恵了	
取締役	吉藤 淳	営業本部長
取締役	緒方 太一	電子雑誌営業部長
取締役	石原 卓	管理部長
取締役	井上 秀嗣	電子雑誌メディア編成部長
取締役	木村 泰宗	ソリューション営業部長
取締役	近藤 太香巳	㈱ネクシィーズ 代表取締役社長
取締役	西原 勝熙	㈱レプロエンタテインメント 取締役
取締役	岩尾 貴幸	楽天㈱ 執行役員
監査役	平田 浩	常勤監査役
監査役	松井 康弘	㈱ネクシィーズ 専務取締役
監査役	荻原 裕英	SBIインベストメント㈱ 取締役執行役員副社長

- (注) 1. 取締役 見城 徹氏、本間 憲氏、岩尾 貴幸氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 松井 康弘氏、荻原 裕英氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、荻原 裕英氏を、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

① 就任

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況	就任日
社外取締役	岩 尾 貴 幸	楽天㈱ 執行役員	平成27年7月14日

② 退任

退任時の会社における地位	氏名	重要な兼職の状況	退任事由	退任日
社外取締役	舟 木 徹	楽天㈱ 上級執行役員	辞 任	平成27年3月31日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額計
取締役	2名	14,760千円
監査役	1名	3,600千円
合計	3名	18,360千円

- (注) 1. 期末現在の役員数と上記報酬支給人員に相違がありますが、これは当事業年度において社外取締役及び社外監査役は無報酬であることと、無報酬の取締役が2名存在しているところによるものであります。
2. 当事業年度に係る賞与の支払はございません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年12月20日開催の第7期定時株主総会において年額100万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与分を除く）と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成19年12月20日開催の第7期定時株主総会において年額50万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

氏名	区分	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
見 城 徹	社外取締役	(株)幻冬舎 代表取締役社長	電子雑誌制作受託等の取引関係があります。
本 間 憲	社外取締役	(株)レプロエンタテインメント 代表取締役社長	重要な取引関係はありません。
舟 木 徹	社外取締役	楽天(株) 上級執行役員	電子雑誌制作受託等の取引関係があります。
岩 尾 貴 幸	社外取締役	楽天(株) 執行役員	電子雑誌制作受託等の取引関係があります。
松 井 康 弘	社外監査役	(株)ネクシーズ 専務取締役	親会社であり、当社との間には、管理部業務の一部を委託する取引関係があります。
荻 原 裕 英	社外監査役	SBIインベストメント(株) 取締役執行役員副社長	取引関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	区分	主な活動状況
見 城 徹	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、疑問点などを明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、経験豊富な経営者の観点から経営判断や意思決定に必要な発言を行っております。
本 間 憲	社外取締役	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、議案審議等につき、主に経営者としての見地から必要な発言を行っております。
舟 木 徹	社外取締役	平成27年3月31日に退任するまでに開催された取締役会には、7回中7回に出席し、主に楽天㈱の多様な事業で培った経験・知識などを活かし、経営判断や意思決定に必要な発言を行っております。
岩 尾 貴 幸	社外取締役	社外取締役就任後開催の取締役会には、5回中5回に出席し、議案審議等につき、主に楽天㈱の多様な事業で培った経験・知識などを活かし、経営判断や意思決定に必要な発言を行っております。
松 井 康 弘	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、監査役会には、12回中12回に出席しました。主に金融機関及び上場会社の管理本部長としての豊富な経験を活かし、経営判断や意思決定について、適宜発言を行っております。
荻 原 裕 英	社外監査役	当事業年度開催の取締役会には、15回中15回に出席し、監査役会には、12回中12回に出席しました。主に経営管理の豊富な経験・知識を活かし、適宜発言を行っております。

ウ. 社外役員が親会社及び当該親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する親会社及び当該親会社の子会社から役員として受けた報酬などの総額は21,600千円であります。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは金100万円又は法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約をそれぞれ締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

13,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

13,900千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して次のとおり決議いたしました。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的としてコンプライアンス規程を定めるとともに取締役及び使用人に対して周知徹底を図る。
 - ② 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、業務の有効性・効率性及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認し、その結果を代表取締役に報告する。
 - ③ 取締役会は、法令、定款及び取締役会規程その他の社内規程などにしがたい、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行は、法令及び定款のほか、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、稟議規程、取締役会規程等に基づき稟議書又は取締役会議事録等に記録され、その記録の保存・管理は、文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理する。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の管理部門責任者は、法令順守やリスク管理についての徹底と指導を行う。また、内部監査室は、組織横断的にリスク状況を把握、監視し、代表取締役に対してリスク管理に関する報告をする。また、各部門との情報共有及び定期的な会合などを行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として、全社的な対策を検討する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ確かな意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続きの詳細について定める。
- (5) 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 取締役は、原則月に1回開催するグループ経営会議を通じて、グループの経営判断に必要な情報収集・調査・検討などを行うとともに、親会社への的確な情報提供などを通じてグループ全体の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適切性を確保する。
 - ② 取締役は当社が関与する重要なグループ内取引、業務提携、事業再編などを適切に把握し、グループ内取引等について公正性及び健全性を確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令を受けない。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は重要な意思決定のプロセスや取締役の業務執行状況を把握するため、取締役会などの重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求められることができる。
取締役は、監査役に対して、法定事項のほか、当社に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況などを報告する体制を構築し、監査役が情報収集・交換を適切に行えるよう協力する。
また、取締役は内部統制の整備・運用状況や内部監査の結果等について、定期的若しくは必要に応じて監査役に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査部門と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うことができる。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持って情報交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、管理部及び内部監査室が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけを行い、当社全体を統括、推進させています。

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	2,639,972	流動負債	377,101
現金及び預金	1,443,010	買掛金	67,182
売掛金	1,223,739	未払金	78,232
前払費用	25,369	前受金	39,516
繰延税金資産	43,245	預り金	5,582
その他	3,878	未払法人税等	139,167
貸倒引当金	△99,270	その他	47,420
固定資産	128,277	固定負債	28
有形固定資産	16,106	その他	28
建物	4,255	負 債 合 計	377,130
工具器具備品	11,851	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	64,638	株主資本	2,391,120
ソフトウェア	64,638	資本金	348,400
投資その他の資産	47,532	資本剰余金	1,094,210
敷金及び保証金	44,071	資本準備金	842,181
繰延税金資産	3,460	その他資本剰余金	252,029
破産更生債権等	7,163	利益剰余金	948,509
貸倒引当金	△7,163	その他利益剰余金	948,509
		繰越利益剰余金	948,509
		純 資 産 合 計	2,391,120
資 産 合 計	2,768,250	負債・純資産合計	2,768,250

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成26年10月1日)
(至 平成27年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		2,221,790
売上原価		657,699
売上総利益		1,564,091
販売費及び一般管理費		1,251,337
営業利益		312,754
営業外収益		
受取利息	193	193
営業外費用		
株式交付費	11,772	11,772
経常利益		301,175
税引前当期純利益		301,175
法人税、住民税及び事業税	141,401	
法人税等調整額	△20,725	120,675
当期純利益		180,499

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 平成26年10月1日）
（至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
平成26年10月1日 残高	100,000	593,781	252,029	845,810	768,009	768,009	1,713,820	1,713,820
事業年度中の 変動額								
新株の発行	248,400	248,400	—	248,400			496,800	496,800
当期純利益					180,499	180,499	180,499	180,499
事業年度中の 変動額合計	248,400	248,400	—	248,400	180,499	180,499	677,299	677,299
平成27年9月30日 残高	348,400	842,181	252,029	1,094,210	948,509	948,509	2,391,120	2,391,120

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4～5年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
---------------	------------------

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
-------	---

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	40,566千円
--------------------	----------

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。

① 金銭債権	—
② 金銭債務	2,499千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	14,427千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式 普通株式(注)	12,520,000	1,200,000	—	13,720,000

(注) 自己株式はありません。

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 964,500株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 7,616千円

貸倒引当金 34,794 〃

その他 4,295 〃

繰延税金資産小計 46,706千円

繰延税金資産合計 46,706千円

6. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を調達する場合があります。資金運用については、短期的な預金等、安全性の高い金融資産で運用をしております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引先の信用状況を把握し、期日管理、残高管理を行うことで回収懸念の早期把握やリスク軽減を図っております。営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,443,010	1,443,010	—
(2) 売掛金	1,223,739		
貸倒引当金(注1)	△99,270		
	1,124,468	1,124,468	—
資産計	2,567,479	2,567,479	—
(1) 買掛金	67,182	67,182	—
(2) 未払金	78,232	78,232	—
負債計	145,414	145,414	—

(注) 1. 売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

2. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	174円28銭
1株当たり当期純利益	14円30銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の設立)

当社は、平成27年10月27日開催の取締役会において、下記のとおり子会社を設立することを決議いたしました。

子会社の概要

- (1) 商号 : ㈱ブランジスタゲーム
- (2) 本店所在地 : 東京都渋谷区桜丘町20番4号 ネクシィーズスクエアビル
- (3) 設立 : 平成27年10月27日
- (4) 事業内容 : オンラインゲーム事業・スマートフォンアプリ事業
- (5) 代表者 : 代表取締役社長 木村 泰宗
- (6) 資本金 : 44,000千円 (資本準備金含む)
- (7) 出資比率 : 当社 100%

独立監査人の監査報告書

平成27年11月17日

株式会社ブランジスタ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 竹 野 俊 成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 垂 井 健 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブランジスタの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月25日

株式会社ブランジスタ 監査役会

常勤監査役 平田 浩 ㊟

監査役 松井 康弘 ㊟

監査役 荻原 裕英 ㊟

(注) 監査役 松井康弘、監査役 荻原裕英は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社子会社として、株式会社ブランジスタゲームを設立したことに伴い、同社の事業目的を、当社定款第2条に追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、その期待される役割を十分発揮できるよう、当社定款第31条及び第41条の一部変更を行うものであります。なお、現行の定款第31条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条(目的)</p> <p>1. ～31. (省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2条(目的)</p> <p>1. ～31 (現行どおり)</p> <p><u>32. コンピュータ、ネットワークシステムの企画、開発、プログラミング、製造、販売及び賃貸</u></p> <p><u>33. 映像、ゲーム、音楽等のデジタルコンテンツの企画、制作、卸及び販売</u></p>
<p>第31条(取締役の責任免除) (省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>第31条(取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第41条（責任免除） （省略） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第41条（ <u>監査役</u> の責任免除） （現行どおり） 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第2号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、現任の取締役11名は任期満了となります。つきましては、当社のコーポレート・ガバナンスを強化することを目的として、新たに社外取締役1名を増員し、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	けんじょう とおる 見 城 徹 (昭和25年12月29日)	昭和50年4月 ㈱角川書店（現㈱KADOKAWA） 入社 平成3年9月 同社 取締役編集部長 就任 平成5年11月 ㈱幻冬舎 設立 同社 代表取締役社長 就任（現任） 平成20年1月 旧㈱ブランジスタ取締役 就任 平成23年4月 当社 取締役会長 就任（現任） （重要な兼職の状況） ㈱幻冬舎 代表取締役社長	153,800株
2	ほん ま たかし 本 間 憲 (昭和35年6月22日)	昭和55年4月 ㈱セントラルアーツ 入社 昭和58年4月 ㈱スカイコーポレーション 入社 平成3年2月 ㈱レヴィプロダクションズ （現㈱レプロエンタテインメント） 設立 代表取締役社長 就任（現任） 平成19年2月 旧㈱ブランジスタ 取締役会長 就任 平成23年4月 当社 取締役副会長 就任（現任） （重要な兼職の状況） ㈱レプロエンタテインメント 代表取締役社長	153,800株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式の数
3	いおもと けいりょう 岩本 恵了 (昭和45年9月11日)	平成9年1月 ㈱ネクシィーズ 入社 平成11年12月 同社 取締役 就任 平成14年10月 旧アイデアキューブ㈱ 代表取締役社長 就任 平成23年4月 当社 取締役営業本部長 就任 平成25年2月 当社 代表取締役社長 就任 (現任)	—
4	よしふじ じゅん 吉藤 淳 (昭和47年6月4日)	平成9年1月 ㈱ネクシィーズ 入社 平成16年12月 同社 取締役第三営業本部長 就任 平成20年10月 旧アイデアキューブ㈱ ソリューション事業部長 平成23年4月 当社 取締役営業本部長 就任 (現任)	—
5	おがた たいち 緒方 太一 (昭和51年2月19日)	平成11年1月 ㈱ネクシィーズ 入社 平成17年8月 旧アイデアキューブ㈱ マーケティングソリューション営業部長 平成17年12月 同社 取締役 就任 平成23年4月 当社 取締役名阪営業部長 就任 平成24年10月 当社 取締役電子雑誌営業部長 就任 (現任)	—
6	いしはら たく 石原 卓 (昭和51年2月23日)	平成11年6月 ㈱ネクシィーズ 入社 平成13年10月 同社 人事総務課長 平成19年10月 旧アイデアキューブ㈱ メディア事業部長 平成19年12月 同社 取締役 就任 平成23年4月 当社 取締役西日本営業部長 就任 平成24年10月 当社 取締役管理部長 就任 (現任)	—
7	いのうえ ひでつぐ 井上 秀嗣 (昭和51年11月23日)	平成13年4月 ㈱ネクシィーズ 入社 平成19年2月 旧㈱ブランジスタ 代表取締役社長 就任 平成23年4月 当社 取締役電子雑誌メディア編成部長 就任 (現任)	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式の数
8	木村 泰宗 (昭和54年11月22日)	平成14年5月 (株)ネクシーズ 入社 平成15年5月 旧アイデアキューブ(株) 入社 平成22年10月 同社 ソリューション営業部長 平成25年4月 当社 取締役ソリューション営業部長 就任(現任) 平成27年10月 (株)ブランジスタゲーム 代表取締役社長 就任(現任)	—
9	近藤 太香巳 (昭和42年11月1日)	昭和62年5月 日本電機通信 創業 平成2年2月 (株)ネクシーズ 設立 取締役営業本部長 就任 平成3年2月 同社 代表取締役社長 就任(現任) 平成15年12月 旧アイデアキューブ(株) 取締役会長 就任 平成23年4月 当社 代表取締役社長 就任 平成25年2月 当社 取締役 就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)ネクシーズ 代表取締役社長	175,000株
10	西原 勝熙 (昭和50年9月13日)	平成16年3月 (株)レヴィプロダクションズ (現(株)レプロエンタテインメント) 入社 平成23年6月 同社 制作本部長(現任) 平成25年4月 当社 取締役 就任(現任) (重要な兼職の状況) (株)レプロエンタテインメント 制作本部長	—
11	岩尾 貴幸 (昭和42年2月20日)	平成23年4月 楽天(株) 入社 平成24年3月 同社 執行役員 就任(現任) 平成26年4月 (株)ガールズアワード取締役 就任(現任) 平成27年1月 楽天(株) マーケティング部 部長(現任) 平成27年4月 同社 スタイライフ事業 事業長(現任) 平成27年5月 同社 広告企画販促部 部長(現任) 平成27年7月 当社 取締役 就任(現任) (重要な兼職の状況) 楽天(株) 執行役員	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当社株式の数
12	すぎもと よしひで 杉 本 佳 英 (昭和55年10月31日)	平成17年4月 須田清法律事務所勤務 (事務職) 平成20年9月 司法試験合格 平成20年12月 最高裁判所司法研修所 入所 平成21年12月 須田清法律事務所 弁護士として加入 平成23年4月 リーガルパートナーズ法律事務所 (現あんしんパートナーズ法律事務所) 設立 (現在に至る) (重要な兼職の状況) あんしんパートナーズ法律事務所 弁護士	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 杉本 佳英氏は新任の取締役候補者であります。
3. 見城 徹、本間 憲、岩尾 貴幸、杉本 佳英の各氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
- ・見城 徹氏につきましては、(株)幻冬舎の代表取締役として長年の経営面に係る 経験・知識などを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年8ヶ月となります。
 - ・本間 憲氏につきましては、(株)レプロエンタテインメントの代表取締役として長年の経営面に係る経験・知識などを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年8ヶ月となります。
 - ・岩尾 貴幸氏につきましては、(株)楽天の多様な事業で培った豊富な経営に関する経験・知識などを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5ヶ月となります。
 - ・杉本 佳英氏につきましては、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると考え、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 杉本 佳英氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所が規定する独立役員となる予定であります。
6. 当社は、見城 徹氏、本間 憲氏、岩尾 貴幸氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。また、杉本佳英氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは金100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役松井 康弘は、本総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、その後任として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了すべき時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
くぼた のりよし 久保田 記祥 (昭和56年5月21日)	平成16年4月 ㈱アイアイジェイテクノロジー (現㈱インターネットイニシアティブ) 入社 平成18年7月 DSTIホールディングス㈱ 入社 平成24年7月 アカリス㈱ 設立 同社 代表取締役 就任 (現任) (重要な兼職の状況) アカリス㈱ 代表取締役	—

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保田 記祥氏は社外監査役候補者であります。
3. 久保田 記祥氏は、豊富な経営管理の経験・知識等により社外監査役として経営の監視や適切な助言を頂けるものとして選任をお願いするものであります。
4. 久保田 記祥氏が原案どおり選任された場合、東京証券取引所が規定する独立役員となる予定であります。
5. 久保田 記祥氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは金100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区桜丘町26番1号
セルリアンタワー東急ホテル 地下2階「ボールルーム」
電話 (03) 3476-3000



(会場への交通機関)

JR山手線・埼京線「渋谷駅」南改札西口より徒歩5分
東急東横線・田園都市線、東京メトロ半蔵門線・副都心線、
「渋谷駅」5番出口より徒歩5分
京王井の頭線「渋谷駅」西口改札より徒歩5分
東京メトロ銀座線「渋谷駅」JR口より徒歩5分